

# 会 議 録

会 議 名	令和2年度 第2回丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会
開催日時	令和2年12月5日(土) 13:00~15:30
開催場所	丸亀市立資料館2階ギャラリー
出席者	○出席委員 内田 九州男 丹羽 佑一 大林 潤 増田 拓朗 北野 博司 山中 稔 小西 智都子 ○欠席委員 高瀬 要一 ○香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課 渡邊 誠 ○事務局出席者 教育部長 石井克範 文化財保存活用課 課長 七座 武史 副課長 東 信男 担当長 森 信博 主査 乗岡 実 主任 谷 梢 主任 眞鍋 一生 ○その他の出席者 (株)九州文化財研究所
議 題	(1) 保存活用計画の策定について(協議) (2) 石垣復旧工事について(報告) (3) その他
傍聴者	2名

発言者	発 言 要 旨
-----	---------

事務局	<p>【開会】</p> <p>【教育部長あいさつ】</p> <p>【会長あいさつ】</p> <p>議事に入ります前に、本日の出席委員は7名であり、委員の過半数を超えておりますので、丸亀市附属機関設置条例第1条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に移りたいと思います。この後の議事につきましては、同規則第7条の規定により「会長が招集し、会長が議長となる」とありますので、会長に議事の進行を進めていただきたいと思います。議長よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは審議を始めます。まず本日の会議録署名委員ですが、大林委員、北野委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【了承】</p> <p>本日の会議の公開・非公開については「公開」としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【了承】</p> <p>では、本日の会議は「公開」といたします。本日、傍聴人は2人となります。最初に、事務局より本日のスケジュールについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【スケジュール説明】</p>
議長	<p>議題1、保存活用計画の策定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>史跡丸亀城跡保存活用計画書について説明します。始めに用語の統一、図面番号のずれ、掲載していなかった図面等があり読みづらかったこと申し訳ありませんでした。また、図面上問題のあるページの差し替えを机の上に置いております。よろしくお願ひします。</p> <p>今回は1章から12章まで膨大な量があります。1章から3章に関してのご指摘については後程、委員の皆様から資料を頂きましたら訂正させていただきますので、4章から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

	<p>第4章に関しては、前回、本質的価値の明示という事で1～4で挙げていましたが、見出しの内容を今回、歴史的価値や史跡の価値という事で縄張りや石垣、丸亀城には天守や大手門などの建造物が残っているので、有形文化財と一体となっていると、大きな4つの項目分けて史跡の方の本質的価値を明示させていただいております。また、地区区分については図面だけであって、どのように分けたかという内容が抜けていましたので第2節、第3節をもって地区区分の分け方を加えています。また、これについて区分したところの表や内容の写真を加えています。</p> <p>第5章に関しては分かりやすい様に表でまとめさせていただいております。保存に関する現状と課題、活用に関する現状と課題、整備に関する現状と課題に分けています。</p> <p>第6章は丸亀城の大綱・基本方針を挙げています。まず大綱のテーマという事で、前回、もう少し考えてという事でしたので、「歴史を体感できる丸亀城跡」～市民とともに未来を繋ぐ～としております。またご意見があればお願いします。基本方針として、保存の基本方針、活用の基本方針、整備の基本方針をここで示しています。</p> <p>第7章、保存の方向性と方法ということで、どのような形で保存、継承を図っていくかを書いています。まず、方法として一番大事になってくる、調査・研究、史跡地、文化財の追加指定ということ今回大きなテーマに挙げています。また、第3項本質的価値を構成する諸要素の保存で、第4項き損箇所等の把握、第5項保存のための日常的な維持管理を挙げており、その保存管理の方法という事を表にして示しています。第3節は丸亀城が国の史跡であることから、現状変更の基本方針の取り扱いを書いています。基本的には丸亀城独自の現状変更は今のところ考えていませんが、表17にあるような形での現状変更の基準をここに記しています。また、第2項に関しては、取扱基準を細かく書いています。ここまでの状況での意見、ご審議いただけたらと思います。</p>
議長	<p>ここまでのところで、気づいたところなどあればお願いします。</p>
事務局	<p>本質的価値の4つの大きなテーマですが、これでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>これについて、何かご意見あればお願いします。</p>
委員	<p>史跡の本質的価値を4つに分けているが、その細分した中に、また史跡の価値とか、例えば2番にまた史跡の価値、本当は縄張りの価値なのだが、4番に有形文化財と史跡が一体となっている価値と、有形文化財も史跡の構成要素なので、言葉のうえで矛盾している部分がある可能性があります。概念として整理した方がいいと思ったが、見出しとして使わなくても分かるかなという思いがあり、例えば1番だったら備讃瀬戸並びにから始まり、2番なら優れた眺望と高い防御性をもった…、3番も高石垣が…。それでも意味は分かるし、言葉の矛盾みたいなものも指摘はされないかなと思ったので、そこは検討してほしいです。</p>
委員	<p>史跡は石垣と遺構で、建造物は史跡とは別という位置づけで書いていますよね。</p>

事務局	そうです。
委員	いま、先生が言われたのは、建造物も含めて全部史跡だろうと。そこをはっきりと。
委員	文化財保護法のジャンルでは史跡と別れているが。
委員	史跡丸亀城跡といったときに、これだと建造物が入っていないよという書き方ですね。建造物も含めて史跡丸亀城跡なのかということ。
事務局	基本は含めます。
委員	そうだとしたら先生が言われるように間違った書き方です。有形文化財と史跡が一体となつてとあって、史跡（遺構・石垣）上では史跡は縄張りとなり、建造物は史跡ではないと言っている。このように受け取れる、読み手としては。
事務局	そうしたら、やはり前の部分は削除して、今言っていたように、1番は備讃瀬戸並びに…、2番は優れた眺望と高い…、3番も高石垣が…、4番も近世城郭…という形でさせていただきます。よろしいでしょうか。
議長	特に問題は無いですね。修正を加えてください。
委員	史跡はやはり有形文化財と違いますか。
委員	定義としては違いますね。史跡丸亀城跡といったときに含めて言わないといけない。
事務局	そこでいうと、天守も大手門も全部丸亀城の構成要素に含まれてくるので考え方としては本質的価値でいえる上では一体的なものなのでやはり、削除したほうが良いと思います。
議長	特に皆さん意義ありませんか。
委員	本質的価値をはっきり明示できればいいですね。
議長	それでいいですね。
事務局	はい。
事務局	次、74 ページです。ここでは地区区分の説明が抜けていましたので書き加えさせていただきます。

	<p>きました。A～Eで、Aは山上部分のオレンジ色で示した所、Bが緑で示した城山斜面地区、Cが下曲輪地区で、それを各要素的に大手・御殿の敷地内・またそれ以外で三分割しました。Dが内堀で、史跡の中はこのAからDの形でゾーン分けしています。また、今回内堀から外の部分で、E 武家屋敷地・外堀地区を図 28 で示しています。図 28 も差替えのように修正させてもらいます。</p>
議長	あとで訂正が入るという事ですね。
事務局	はい。
委員	図 28 の黄色部分、外側が消えるという事ですか。
事務局	消える箇所が何ヶ所かあります。
委員	消えるというのは武家屋敷跡ではないという事ですか。
事務局	町人町の方も入れてしまっていました。
委員	74 ページ、Eに武家屋敷地とあり、76 ページには武家屋敷跡地となっている。タイトルは武家屋敷地区、前には武家屋敷地跡もある。これは統一をしてもらいたい。
議長	事務局で整理してください。
委員	これは、京極時代の絵図か何かをもとに範囲を示されているのですか。
事務局	はい、基本的に絵図の範囲です。
委員	そこはこだわらなくてもいいのですか。いつの時代の武家屋敷地かというのは。
事務局	京極氏の絵図です。
委員	それが明示してあればいいとは思いますが、例えばそれ以前の時に武家屋敷が違うところに広がっていて、そこを保存対象にしなければいけないのであれば別なので、限定しておいた方がいいと思います。
事務局	分かりました、資料に入れている絵図のもとになっているものに絵図の名称と年号を入れるようにします。

委員	本質的価値の図の箇所で、本質的価値を構成する要素という表現と、本質的価値を構成する諸要素といった、諸があるものとなないものが混在している。あと、図の番号が白文字と黒文字で塗り分けていると思うが、凡例に書いていないので、凡例をみて分かるようにした方がいいと思います。
事務局	分かりました。
議長	他にありませんか。では、今のご指摘のように凡例をつけて、訂正をお願いします。
委員	86 ページ、タイトルの引用文献の書き方を、丸亀市の都市計画課が作ったのであればこう書かなくてもいいし、その資料として報告書があるなら、〇〇に関する調査報告書というように、引用文献の書き方を普通の論文の書き方に合わせた引用の仕方を考えてもらえばと思います。
事務局	改めます。
議長	今の引用の仕方も含めて 100 ページまでの訂正をお願いします。
委員	78 ページの表 11 のその他の価値の自然・環境要素の方向性で、保存に影響がでないように適切に維持管理を行うとなっていますが、活用は要らないのですか。
事務局	考え方としては樹木や草木が遺構に影響を与えるという事だったのでそれを書いたが、確かに、景観や眺望もあります。桜の件もありますので、活用も入れます。
委員	79 ページ表 12 の一番上の方向性、「適切な調査を行い、適切な方法で保存を図る」とあるが、活用を図るは無いのですか。具体例としては、江戸時代の地中遺構とか、遺物が挙げられています。
事務局	これについてはやはり活用を加えます。今後、外堀の問題もありますし、例えばまだ遺構として残していただいでいて、それを露出展示しているところも郵便局の所にあつたりもしますので、ここに関しても活用を入れます。
委員	80 ページ以降の写真の番号、この写真が具体的に何を意図して写しているのですか。場所を写しているだけではなく、例えば 82 ページに石垣があるが、その中でも丸亀城の石垣の特徴である算木積みを見せようとしているとか、扇の勾配を見せようとしているのか、29 番のように間詰がきちんと入っているということを言おうとしているのかと感じてくるので何かもう少し括弧書きでもいいので、何を意図しているのかが分かるようにしていただきたい。

事務局	図面の番号の石垣を指しています。石垣だけでなく、その場所の細かい括弧書きの説明があればよろしいでしょうか。
委員	場所の説明であれば、石垣と書くだけでなく、どこそこの石垣と書き場所を示す。あるいは写真の意味を入れているという意味であれば算木の状況などを入れるという風に二通りの意味があるかと思います。
事務局	場所の名称に、例えば 22 番でしたら三の丸東側、23 番でしたら三の丸北側と場所を書くというやり方でよろしいでしょうか。
委員	丁寧だけど場所は地図を見れば対応できるわけです。なぜこの場所の写真を選んだかはまさに本質的価値を構成する要素なので、こういう特徴や価値があるというコメントを一言書いてくれた方が読者には理解しやすいと思う。
事務局	検討します。写真を減らして特徴のあるところを書いていくというやり方も。
議長	写真の選択の意図が分かるようにコメントをもう少しいれていただくと。他にありますか。
事務局	95 ページの図面と 96 ページの写真番号が違うので、図面の番号を訂正します。
委員	噴水の写真が何枚かありますが、噴水はどのような位置づけで説明されますか。
事務局	内堀の水質浄化です。
委員	水質浄化のために噴水を付けたが、そのようなところに噴水を上げるなどという意見もあるわけですね。水質浄化のためにはいいという位置づけということですね。
委員	内堀の水質の話が出たが、資料館の前の門を出たところにある水が溜まっているところは、あれは堀ではなかったのですか。
事務局	あやめ池も堀の延長で、元々は堀の一部分です。
委員	どこかに出てきますか。あれも水の浄化の話があるような気がするのですが。
事務局	あやめ池に関しては、90 ページの大手地区の中の施設として入っています。 今もあやめ池に山の上の水が全部入るようになっています。あやめ池に石樋があるので大雨が降ってその高さまでくると全部石樋を通過して内堀に排水するようになっています。

委員	大手地区の中の保存活用整備の問題として別になっているのですね。分かりました。
委員	堀とは堀の外の石垣を指すのですか。水の部分は含まず、構造自体を指すわけですね。そうすると写真によってはそうではなく、ただ水面を写しているようなものもあって、名前と写真とがズレているのかなど。堀を構成している構造自体をもう少しクローズアップしてもいいのではないかと思います。あと、内堀の外側の歩道部分は史跡の指定地に含まれているのですか。
事務局	この辺が微妙で、看板が立っているところは指定地外になります。
委員	だとすると、説明板とかいうのはその中に含めてしまうということになっていいのですか。
事務局	除いた方がいいと思います。
委員	そのあたりが曖昧なのかなと思います。
委員	堀は石垣だけではないですね。堀底とか水の面も含めてそのエリアですね。
事務局	はい、そうです。
委員	もう少し構造や価値が分かるような写真があればいいと思います。ただ全体の写真を並べているようにしか見えないので。何を意図しているか分からない。
委員	水を抜いた時の写真とかは無いのですか。
事務局	探してみます。
議長	堀の問題については適切な写真を追加するか何かお願いします。
事務局	堀の方はもう少し写真を探してみます。干上がっているときのものがあれば載せます。史跡外の看板などは図面や写真から除きます。
委員	どこか別のところに載せるのですか。
委員	史跡指定地外の構成要素というところに来ると思います。
事務局	指定地外でも看板の整備などあるので、そちらの方になります。



委員	先程のあやめ池は、このエリアに入れたらまずいのですか。保存活用管理の上ではこちらの方に入れた方がいいと思うのですが。同じ条件だと思うので。大手地区に入れておかないといけないのですか。
事務局	堀の東側が石垣際まで伸びています。それと同じような形で12番と書いてあるところもあやめ池も含めたところまでが本来は堀が入ってきたところなので。今現在、あやめ池は大手地区にありますが、堀の構成要素としてこちらを抜いて、内堀の構成要素に入れます。
委員	私は保存や活用整備のいろんな方針を立てる時に整理しやすいかなと思いますので検討をお願いします。
事務局	分かりました。
委員	先程の話に戻しますが、77ページに一覧表で整理されていますよね。この下の段は史跡指定地外の構成要素になっていて右の方へ行くと保存・活用に有効な諸要素、活用のための施設で解説板と書いてありますよね。ここでいう保存活用に有効な諸要素になるので、どこで書くかは別にして、位置を示して写真に載せるとかはあった方がいい。
事務局	内堀に入れているが、ここから外して史跡指定地外に入れてこの写真をそのまま残します。
委員	丸亀城の本質的価値の二つ目として優れた眺望と書いてあるが、眺望についての説明、写真があるのかなと探したのですが。この眺望は何を意味しているのかということと、丸亀城から見たものが優れていると意味になるのですが。本質的価値からすると周りから、海からとか、周辺から天守が見えて威風を目を見張らせてとか、どこからも見えることに価値があるのか、どちらを意図しているのか。
事務局	主要なのは外から見てお城がよく目立つ、こちらの眺望が近世のお城としての役割としては大きいです。
委員	周りから見てですよ。
事務局	海や街道といった、外から見てお城があると。
委員	その時、言葉の意味として眺望という言葉で構わないのですか。
委員	眺望や景観は色々な方が色々な言い方をされていて、一つではない。ここで使っている眺望がどういう意味かというのを、模式図を使って書いている保存活用計画などもある。上から見てと下から見てと両方とも眺望と使うのですということをご概念で書いて使う場合もあるし、は

	<p>っきりしたほうがよければそれを書いた方がいいのかもれない。</p>
事務局	<p>高い山の上にあるので、上がると徳島の山の方が全部見えるというのもあるので、どちらの意味もあります。</p>
委員	<p>その意味が分かる写真を付けた方がいい。</p>
委員	<p>景観論でいえば視点場と視対象というのがあって、丸亀城が視点地対象になるのか視点場になるのかという、丸亀城天守から見てどう見えるか、そこが視対象であって周りからどう見えるかという両方の観点から。</p>
委員	<p>視点場をいくつか設定するお城もある。</p>
委員	<p>石垣が見えるように樹木を整備するみたいなことを書いてあるが、20～30年前に木を全部切ってどこからも石垣が見えるようにという意見もあり、私が呼ばれて、モニタージュ写真を作り、市民アンケートを取ったが、裾野には少しあった方がいいという意見でした。全部無くなってどこから見ても石垣が全部見えると廃墟みたいに見えるという市民の意見もありました。ただ、石垣が崩れるようなものはダメだろうと。そういうので報告書も書かせてもらった。石垣が見えるように樹木を整備するといっても、JR丸亀駅のホームから見たらある程度見えるとか、〇〇町の交差点から見たら見えるとか。松山城なんかはどこから天守が見えるかというのをやっていますよね。イギリスはどこからは見通せるように建物の高さを制限する。そういう意味でいくと、どこからはこう見える、下や上から見てどういう景観かなどもう一步踏み込んだことをすればいい計画になると思う。</p>
委員	<p>それは整備の基本計画の中で作っていくものなので。</p>
委員	<p>そういうところを書く。具体的なところは今後やると。検討の方向性を書いておいたらいい。</p>
議長	<p>眺望の所はそれでいいですか。</p>
事務局	<p>72 ページのご指摘の所は、瀬戸内海や丸亀平野への高い視覚性を有しておりと書いているので、上から見た眺望という事を書き加えます。その上から見た眺望の写真を加えます。</p>
委員	<p>101 ページから第5章が始まるが、本文が一行だけであると全部表になるのだが、本文をもう少しポイントだけでも説明があった方がスタイルとして良いという印象ですが。</p>
事務局	<p>箇条書きで書くと分かりにくかったので表にしました。</p>

委員	ポイントだけ整理して箇条書きだけでもいくつかここに書いてと言われなかなという気がするのですが。これだと全部表を読んでいかないといけないですよね。
議長	今のご指摘は事務局で検討するという事でいいですね。
委員	105 ページのガイダンス施設に関して、PR館を仮設でしていますよね。これ、今後どうするかは書いていないですよね。仮設だからやめてしまうのか、資料館に持ってくるのかそのあたりが分かりにくいです。課題の方に現況としてPR館をしていますと書いてあるので。仮設なので、石垣工事が終わったら撤去ですよね。
事務局	はい、その予定です。
委員	そこでやっていたガイダンス機能はどうするのですか。
事務局	たぶん、資料館に移すと思います。
委員	そうであれば、資料館に持って行くとか、変わるようなものが必要であるとかを課題の所に書いておく方がいい。
事務局	分かりました。
委員	109 ページ、上の遺構の復元整備の所、課題に御殿や櫓などの歴史的建造物や御殿に伴う庭園などの遺構復元に向けた発掘調査と書いてあり、その下に調査・研究を踏まえ、歴史的建造物の復元について検討していくと。そうすると、御殿に伴う庭園などというのは復元検討しないみたいになる。ここの書き方も遺構復元に向けた調査をするが、その調査を踏まえて復元するのは歴史的建造物だけだと読める。
事務局	「等」をつける。
委員	「等」でもいいし、一行目、二行目をそのまま書いてもいいと思います。 それから 109 ページの下から二段目、来訪者が高石垣に見えるように、適切な樹木・植栽管理が求められる。これもどこからだ。どういうところで見せるかとか、ビューポイントを決めるとか書かないと全部木を切れになってしまう気がする。
委員	102 ページの上の所で香川大学と書いていただいています。でもこれだと現状と課題があって香川大学だけでは不十分だという感じはするので、地元大学等と連携して工学的検討を行っているという形でぼやかして、調査研究では、文化財的観点からの総合的な研究を行う必

	<p>要があるという感じで書いていただければと思います。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
委員	<p>108 ページ、A：山上曲輪群地区の現状で、山上曲輪群地区で大雨後に水たまりができる箇所があるなど、雨水排水が崩落の一つの要因である可能性があるというが、これに対する課題というのが明記されていない。触れておかないといけないのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>抜けておりました。</p>
委員	<p>耐震対策はあるのですか。雨水処理についての課題というのも作成していただいて。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>皆さんからのご指摘は出ましたでしょうか。</p>
委員	<p>保存、活用、整備の課題を第 5 章でかなり網羅的に挙げたという感覚なんですよ。非常にきめ細かい検討をされているのがよく分かるのですが、今後の整備基本計画まで見通したときに、これらの課題を解決していくのが整備の基本計画になっていく訳ですが、第 11 章でスケジュールが短期 10 年でやる計画が出てきますが、この課題を本当に短期 10 年でできるのがいくつあるのかと後でチェックしていくことになる。その時に、中長期に持っていくというのか、計画が立たないものがものすごくあるように見える。それはそれとして正直に書くのだという方針でこの本を作るのか。悪い言い方をすると、11 章で解決できるようなものをメインに構成していくのかという、本づくりとか行政的な戦略みたいなものがあるような気がする。私は、全部棚卸して認識した方がいいと思ったので、現状ではいいという意見ですが、そのあたりは考えを持って本全体の構成を考えたのですか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、短期の 10 年の計画で何ができるかという、ほぼ石垣の修理で終わってしまう。ここまで挙げてしまうとどこまでできたのかという実績に関して、しんどいところもあります。</p>
委員	<p>そういう認識があれば、それでもいいと思う。</p>
県	<p>7 月に文化庁から調査官が来られ、現地確認をしていただきながら現状を見ていただいたのですが、保存活用計画の策定に向けて現状と課題はしっかりあげていく必要があるという事で今回このような形になっています。その中でおっしゃられた様に、どうしても中長期的にやっつけざるを得ないこともたくさんあるので、そのあたりは、短期の計画でやっつけながら、チェックを計りながら長期的な視点で整備していくという事で作っていくということ</p>

	です。
委員	是非、この課題の所に今回できるものがどれかを内部でチェックしていただいたらいいかなと思います。
委員	第 11 章の初めに、課題はこれだけあるが、実施計画においては優先度を考慮してこれをやると書いて実施計画からスタートすればいい。
委員	111 ページ、テーマ下の四角囲い内の 3 番に史跡公園としての整備、第 2 項の歴史を学べる歴史公園としての活用とあるが、亀山公園は都市公園法で都市公園の中の種別として歴史公園だと思う。都市公園法に矛盾した書き方になっている。亀山公園は都市公園法では都市公園でその中の種別で歴史公園なので、他の章にもあるので、用語として正しい使い方をして、そこを言葉として訂正をして欲しい。
事務局	訂正します。
委員	テーマですが、歴史を体感できる丸亀城跡～市民とともに未来を繋ぐ～だが、保存活用なので「未来に」繋ぐかなと思います。
委員	丸亀城を未来に繋ぐという意味ですよ。
委員	活用して未来に繋ぐのですよね。
事務局	「に」訂正します。
委員	テーマとあるが、普通このような書き方をするのですか。これは大綱の説明部分ですよ。大綱を要約したものがこれなのですか。
事務局	テーマはいらないですね。
委員	整備の基本計画にコンセプトとしてよく付いていますね。
委員	テーマと書いてありますか。
委員	テーマとかコンセプトとかは書いてあります。キャッチコピーみたいな感じで。
事務局	文化庁からの指導もありましたので。

事務局	テーマという名称ではなかったです。とにかく一言で表せるものが必要で、別の言葉に置き換えるか、取るかします。
委員	テーマは取って、字を大きくしてもいいですね。
事務局	はい。
委員	繋ぐという漢字も難しくないですか。
事務局	ひらがなにします。
委員	「未来へ」の方が良くないですか。
事務局	「未来に」か「未来へ」は事務局で検討します。
委員	文章で第1節 大綱の2行目に活用されたとあるが、丸亀城が政治拠点・軍事中枢・藩主住居として活用されたというには歴史的な表現としてはおかしい。利用された、使用された、機能した、の方がいいと思う。
事務局	変更します。
委員	下から2行目、このような「時代」とあるが、このような「歴史」ではないですか。このような歴史、及び現状と課題をふまえて。意味が分かりにくいです。
委員	テーマの下の1.2.3というのは保存、活用、整備それぞれ柱を一つずつ書いてあると思うが、3番目の整備が、3つとも活用整備です。保存整備について触れていないのが柱としては抜けているので3番目の中に保存整備の言葉も入れた方がバランスはいいです。
委員	1番は保存ですよ。2番が活用、3番が整備。
委員	3番の中身が全部活用整備なので。保存の為の整備が書かれていない。石垣を修理するとか、排水をきちんとやるとか、遺構保存の為の整備の内容を入れて欲しい。
事務局	はい。
議長	他ありませんか。
委員	7ページ、委員の名前と職名を揃えて欲しい。専門分野も書いてある人、ない人がいる。

	30 ページ、生体保護区域→生態保護区域、ウメクロマツ→ウメ、クロマツへの訂正をお願いします。
委員	目次、第9章 整備→整備の方向性と方法、第10章 運営・体制→運営・体制の方向性と方法という文言が入るのではないですか。
事務局	方向性と方法の文言を入れます。
議長	提示された文章についても、細かいチェックを含めて修正お願いします。
委員	44 ページの赤線、史跡指定地内はおかしい。6 ページは史跡指定範囲、105 ページは史跡範囲と三つになっている。
事務局	統一します。
議長	最終段階で読みやすいものにしてください。
委員	質問です、中身の問題ではないですが。この計画書が出来上がった後の計画書自体をどう活用するか。出来上がったものをどういったところに配布する予定ですか。通常であれば市役所内の関係各所、関係者、一般の方が見られる図書館、資料館などに保存されると思うが、他に考えがあったりしますか。
事務局	基本的に行政の関係者に配布します。
委員	今回、丸亀城の史跡の価値をより広く知らせ、みなさんにその価値を活かしてもらおうということが活用の一番のポイントで、せっかくここで議論されて出来上がったこの情報そのものが色々な人の目に触れて広まっていかないと、情報が活用されないというようなことが起こるのではないかという危惧をしました。メディア広報の観点から申し上げますと、自治体の基本計画から比べて情報量が充実をされていて、丸亀城の史跡に関する資料の中で一番まとまっている資料ではないかと思う。今後、メディアやPRする方、学校・観光関係の色々な方のネタ元になる。そうすると関係者の方しかご覧にならないが、図書館などで検索しやすい様に、例えば計画書の下に「史跡丸亀城の概要と本質的価値について」とか中身の本質的な議論とは違う話ではあるが、ここに書かれていることをより他の方たち、これを広めていく方たちの目にどうやって触れていくか、なにか盛り込めないかなど。特に思うのは検索するときに引っかからないと、メディアの方々はわざわざ図書館に足を運んで調べる人たちも少ないので、できるとすればタイトルの所で少しでも文言が見られるといいのではないかと思います。
委員	今の件で、史跡に関しては全国的にはデジタル化して公開するという動きがでており、これ

	<p>に關してもPDF化したものを恐らくインターネット上で検索できる形にはなると思いますので、それを何らかの形で丸亀市のHPで作りましたという案内をして公開する形になると思うので、あまり心配しすぎなくても大丈夫だと思います。作りましたという宣伝だけしていただいたら十分かなと思います。</p>
委員	<p>デジタル化はされるのですよね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
事務局	<p>完成させる前に市民の意見を聞くパブリックコメントも行いますので、丸亀市のHPにも載せ、市内各コミュニティセンター、図書館等にも配布し、広報にも掲載しますので。市民の皆さんには知りえる環境になります。そのあと完成したものはHP上で見られるという形になります。</p>
委員	<p>丸亀城跡そのものではないが、33 ページに歴史的環境 周辺の遺跡に縄文時代の石鏃製作所とあるが、石鏃製作跡や石鏃製作地という言葉に直していただきたい。その先に槍先形尖頭器が出土したとあるが、有舌尖頭器の方がいいのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>ここで休憩にします。</p> <p>【休憩】</p>
議長	<p>それでは再開します。</p>
事務局	<p>第7章 保存の方向性と方法について説明します。第1節に関しては、第5章の現状と課題を受けて、保存の方向性を示しています。第2節 方法として、調査・研究や追加指定を示しています。また、表に示すような形で各構成要素に関する保存管理の方法を書いています。また、き損箇所把握、保存のための日常的な維持管理について書いています。第3節 現状変更等の基本方針及び取り扱い基準ということで、文章と表で示しています。118 ページから119 ページまでありますが、現在の現状変更の取り扱い基準を書いています。それに対して丸亀城の関係という事で細かい現状変更の対応を書いています。</p> <p>第8章 活用の方向性と方法ですが、第5章の現状と課題を受け、活用の方向性と方法を書いています。第2節につきましては、歴史遺産としての活用、学校教育における活用、生涯学習における活用、地域における活用（観光・地域おこし）に分け、それぞれ四角の枠内に詳細を記入しています。</p> <p>第9章 整備の方向性と方法ですが、本質的価値を保存するとともに、公開活用の為の整備</p>



	<p>を段階的、計画的に進めていき、新しい整備基本計画の策定を進めること、また、石垣の崩落を受け、二度と起こさない対策と資料化を進めていくという事をここで書いています。主なものとして、崩落箇所の復旧、傷んだ石垣の保存、雨水排水施設の整備、天守の修理、史跡復元、遺構の復元整備についても着手可能なものから段階的に計画的に進めていくという事を書いています。124 ページから、保存の為の整備を短期長期に分け表で示しています。125 ページは活用の為の整備として、遺構の復元整備、案内・解説・展示施設の整備、便益施設及び環境管理、エリア整備について書いています。実施期間と方法については第 11 章に具体的に記載します。</p> <p>第 10 章 運営・体制の方法ですが、129 ページの図に示す通り、丸亀市としましては文化財保存活用課を中心に関係各課と協力して丸亀城の整備活用に努めていきます。また、関係機関の連携として、様々な研究機関に加えて、近世城郭関連市町村との係わりでの連携という事も新たに書いています。</p> <p>第 11 章 施策の実実施計画の策定と実施は、今後進めるべき施策や事業を、短期的に実施するべき施策と、中・長期的に実施するべき施策に分け、表 19 に示しています。主なものとして保存については石垣の崩落について丸亀城の調査研究を十分やっていくということ、石垣台帳の再整備、石垣カルテの作成、天守の耐震化を、排水体系の調査、整備に関して、石垣の復旧・修理、雨水排水の施設整備を行う事を短期的施策に入れていきます。132 ページの表は細かい内容になったので、別で差し替え分をお配りしています。</p> <p>第 12 章 保存活用の計画の経過観察は、経過観察チェックシートを載せています。以上で説明を終わりますので、ご審議いただけたらと思います。</p>
議長	113 ページからご意見をお願いします。
委員	122 ページ下の都市公園、歴史公園の表現の訂正をお願いします。129 ページ、表の一番上の四角、香川県教育庁を香川県教育委員会に訂正して下さい。
事務局	訂正します。
委員	<p>114 ページ 2 行目、地滑りを土砂災害に変更してもらいたい。土砂が崩れ落ちることとして、落石・斜面崩壊・地滑りがあり、土砂災害という表現にすると全てが含まれるのでいいと思います。</p> <p>115 ページ 第 4 項き損箇所把握で、日常の見回り等により、自然災害で崩れそうな所を事前に把握するとあるが、日常の見回り等によって石や壁が落ちるといった老朽化に伴う経年劣化のことを調べ、災害時には見回りによって被害を把握し、その被害の変状が大きいことに関しては早急に修復を行うための情報収集を行うというような、三つくらいに分かれると思います。日常の見回りで、自然災害でここが崩れるかどうかはなかなか分からないという状況だと思うので、書きすぎかなと思います。</p>

事務局	<p>日常的な見回り等による変状および経年劣化の把握、自然災害の時の見回り・調査みたいに分けて記載します。</p>
委員	<p>更にその結果により、今後その変状が大きいところは早期に判断、対応をするようにとしてください。</p>
委員	<p>施策のスケジュールの表で、植生管理・危険木の整備が5年で終わっていたのがあったので、書き換えていただいて良かったです。あと、表に書かなくてもいいですが、レクリエーションの場として活用とあるが、最近木が倒れるという問題があり、先月も万博記念公園で木が倒れて頭をケガするという事故がありました。安全確認や点検をして利用者にとって危険のあるものも整備していくという事を、レクリエーション活動の場として活用のところに、利用者の安全を図る整備・点検をしていくというのを含んでいるという、実際の管理においてやっていただきたいという事を申し上げておきます。</p>
委員	<p>第7章 113ページの第2節第1項の調査・研究で、丸亀城の本質的価値を明らかにしてそれを顕在化していく中で、発掘報告書の未刊行の部分を明示してあります。これは、非常な大事なことで、今後の事業展開の中でも報告書をきちんと出していくことをやっていかないといけない。ましてや今、災害復旧の調査も始まってどんどん石垣修理をやっていけば、これが累積していきます。現状のままだったら出ないですよ。この施策のスケジュールの中にも調査研究という事で一本の線になっているが、この中にはかなり多量なことが入っていて、保存の為の調査もしなければいけないが、報告書刊行というのが全く見えてこない。丸亀城も本気で取り組まないと、今後の整備そのものが順調にいかなくなるので、この報告書刊行というのを、大きな課題を解決する事業として取り組んで欲しいです。</p>
事務局	<p>昨年は2冊ほど刊行しました。今後も継続的に刊行する努力はしています。</p>
委員	<p>本文には書いてあるので表に入れてもいいですね。</p>
事務局	<p>表にも反映させるようにします。</p>
委員	<p>基本計画を作ったときにも、そのような事業があるというようなことは、自分たちだけでなく外にも見えるようにしてほしいのが主旨です。</p> <p>表20の上から2番目、基本計画の見直しというのを3年間かけてするとなっています。今作っている保存活用計画は10年の期間で、基本計画の事業は3年後に計画が出来たら4年後から事業をスタートするのですよね。あつという間に次の保存活用計画を作らないといけません。せめて2年で何とかならないですか。基本計画ができないとなかなかスタートしにくい整備事業もあると思います。例えばサイン計画や通常、植生管理も植生管理計画の中で作ってやるが、防災計画や雨水排水処理の問題もあるので、調査をしながら計画を作</p>

	<p>って事業化しないといけないものもこの中にあると思う。そうすると3年かけていたら実際とても始まらない気もするものもある。あと、先ほど言った丸亀城全体の排水体系の調査が保存の所にあるが、4年間かけて調査して実際の排水対策工事は、調査と同時にするのですか。</p>
事務局	<p>場所を決めて、順次やっていくという事です。</p>
委員	<p>その整備基本計画の期間とこの保存活用計画が10年で終わるという事の整合性がとれているのかなというのが疑問でした。</p>
事務局	<p>なかなか2年で作るのが厳しいと思っています。</p>
委員	<p>よくあるのが、保存活用計画を20年計画で10年後に見直すくらいにしておく有効性が保てるかなと。</p>
県	<p>現状で10年というのがスパンになっている。その中で例えば整備計画の内容をできるところで整合性を持っていくというのがいい。有効性という意味で。そういう意味では2年に短縮できるような中で何を重点的にやるのかを明確にして計画を立てる方がいいと思う。そのあたりは事務局と相談をして計画期間を含めて検討をしていただければと思います。</p>
議長	<p>他に何かありますか。</p>
委員	<p>スケジュールの表の一番下、オンリーワンの観光資源としての活用とあるが、何がオンリーワンなのか。</p>
事務局	<p>丸亀城です。他にない、丸亀城にしかないという意味です。</p>
議長	<p>第8章でありませんか。</p>
委員	<p>120 ページ、第1項の枠内の一番下、「工事期間中ならこそ」は、「工事中ならではの」「工事中だからこそ」のどちらかだと思います。</p> <p>122 ページ、観光資源としての枠内の一番下、「インバウンドに備えたキャッシュレス化を図る」とあり、インバウンドに触れているが、キャッシュレスと併せてインバウンドを意識するなら、多言語化が重要なので、次の地域資源の枠内下、「マップやパンフレット等を作成」のところ、多言語化とかいう事を入れるのかどうかインバウンドにどこまで取り組むかはっきりした方がいいと思いました。</p>
事務局	<p>インバウンドに伴い多言語化といったことを足します。</p>

議長	第9章ではありませんか。
委員	整備の方向性の中で、整備というのは本質的価値が潜在化しているものを顕在化させるというのが大命題、キーワードですよ。本質的価値の顕在化という言葉が最初に入れて欲しいです。具体的な修理を先行していくが、当然顕在化させるための調査をやるというのが前段の保存の所を書いてありましたよね。保存の領域の中で継続的な調査を実施しながら新しく発見したり、研究で新しく出てきた成果を顕在化する整備をしていくというのが一番柱にならないといけない。
事務局	今やっている埋没石垣の公開展示みたいな形とか、そのようなものになってくるということですね。
委員	そうです。
委員	第9章の整備の方向性だけが、第7章、第8章に比べてやたら具体的です。この辺もう少し7章、8章とバランスを取った方がいいと思います。むしろ7章の方向性の部分が3行だけなのがどうかと思います。第6章の大綱・基本方針の所と係わってくると思うのですが、どこの部分か元で、どれがそれに対する説明で具体例なのかがバラバラなので。その辺り整理して書かれてはどうかと。内容は言いたいことは分かります。書きぶりにばらつきがあるのが気になります。
議長	6.7.9章の文章の整理という事ですね。
委員	はい、方向性の所を整理されたらどうかと。
事務局	事務局で検討します。
委員	128 ページ、第10章第3項 検討会議等の設置で、市役所内部の関係部局との連携とあるが、検討会議を置くという意味なのですか。設置するとも何も書いていませんよね。
事務局	いつもお城の整備は、単体でするのではなく、様々な課が集まってするので、今までは検討会議というのは作っていました。
委員	そうでしたら、図38にも検討会議と書いておいた方がいいかなと。不定期でやっているのですか。
事務局	常設ではないです。

委員	せめて常設で年1回くらいあるといいとは思いますが。
事務局	今は常設していません。
委員	近世城郭のネットワークもすごくいいと思うのですが、県で音頭を取ってもらって、ネットワークや協議会のようなものを作ってそこから情報を発信するような。何か形が無いと、連携だけ言っても実際にもやらない。整備の基本計画の時でもいいので、何か仕組みを作って事務局を置いて連携事業をやったり情報発信をやったりするといいのではないかなど。そういう方向に具体化して行って欲しいと思います。
議長	そこは協議委員会的なものを置く準備をして考えるという事でよろしいでしょうか。
委員	図38に整備委員会が委員会という形では出ていなくて、これでいうと学識経験者や専門家などということなのですか。
事務局	委員会を追加します。
委員	そこは連携ではないですね。そこも整理していただいて。
事務局	本来の条例に基づくと、附属機関は内部になってしまう。委員会を明記して、位置づけておくということですね。
委員	128ページ、寄付金が集められるなどとあるが、丸亀城の石垣修復に関して多額の寄付金が集まっているという事は新聞等で見ると、この文面で見ると寄付金が石垣復旧事業を推進するために使われるという風に読み取れるが、そうではなく寄付金が集められて、その寄付金が効果的に活用していくとかいうような文面になるのかなと思ったが、この流れでいいですか。
事務局	市民との協力体制の成果という事で、市民が丸亀城の石垣復旧にどれだけ関心があるかという事を示すような例として挙げています。多額の寄付金が集まるような市民の関心がある丸亀城なので市民との協力体制が図れるのではないかという。
委員	集められた寄付金どうするのだろうかと思ったので、そういう感覚で読むと寄付金は石垣復旧事業に使われるかなというような気がしました。
事務局	石垣復旧のために寄付金が多く集まっているの、石垣のために使われるのは間違いないです。
委員	分かりました。ではこの文章でいいと思います。

委員	<p>11章の表内の活用の所で積極的な公開は全般的ですよね。あとは本文にあったような歴史遺産として、学校教育として、観光資源としてとあるが、生涯学習の活用や地域づくりの活用の項目が消えていっていますよね。あまりにも項目主義になってしまっているの逆で無いのが目立ってしまいます。もう少し丸めて書くか、逆に全部柱を立てて書いてしまうか、少しバランスが悪いです。</p>
事務局	<p>検討してみます。</p>
委員	<p>活用の本文の箇所は文化庁のマニュアル通りすべての項目を挙げていただいているのです、その整合性をお願いします。</p>
委員	<p>活用の中長期的施策として例えば、丸亀城で得られた研究・調査成果を全国の石垣の修復工事に発信するとか広がりを持たせるような項目を入れたらどうですか。外に向けたことをするような中身の連携、広がりを持たせたらと思います。</p>
事務局	<p>それを短期ではなく、中長期も含めて入れる、</p>
委員	<p>そのような書き方をしてしまうと施策ではないですよ。もっと上の概念を書いているだけで。もう少し施策に落とし込んだ書き方をしていけないと思いません。</p>
委員	<p>保存活用計画を作ってから、それがどう実行されているかというチェックシートですかね。保存活用計画は策定されているかという項目があるが、これは無くてもいい。計画のうちのどういう事が進捗状況として、できている、できていないをやっていくのがチェックシートではないですか。</p>
事務局	<p>施策のスケジュールの活用は、具体的なことが無いので、考えてみます。</p>
議長	<p>今の考えてみるというのはどこになりますか。</p>
事務局	<p>活用の所が、チェックシートは具体的ですが、施策のスケジュールは概略的なことになってくるので。例えば郷土を学ぶ場として学校教育での活用推進活動というのは、どれだけ学校が来てそういう説明をしたのかでチェックできるのですが、オンリーワンの観光資源としての活用としてどのようなことをやるのかとか、その辺に關してもう少し整理します。</p> <p>それと、134ページの経過観察チェックシートの全体的なものを見直してみます。</p>
委員	<p>チェックしやすいものと、しにくいものが混在しているので。</p>

事務局	その辺、もう一度検討します。
委員	表 21 のチェックシートの項目を具体的に書き直す。いい項目もたくさんあると思うが、抽象的な項目もあるのでその点をお願いします。
議長	表 21 を更に検討して事務局で整理してください。
事務局	ご審議ありがとうございました。今回は用語の統一や図面番号の不備がありまして申し訳ございませんでした。今後、訂正や変更につきましては事務局で進めさせていただきたいと思っております。また訂正したものは、送付致します。資料編につきましては、今回間に合いませんでしたので、完成次第、保存活用計画の最後に添付したいと思っています。今後のスケジュールですが、今日の意見を受けて訂正をし、1月にパブリックコメントを出せればと思っています。次の委員会はパブリックコメントを受けてからになりますので3月中頃に検討をしています。
議長	議題 2、石垣復旧工事についての報告をお願いします。
事務局	<p>別紙で資料をお配りしていますが、事業報告として、現在三の丸石垣の解体工事を実施しております。進捗状況として、グラウンドアンカー工法の導入、三の丸斜面のクラックの発見に伴う掘削断面の変更、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言による工事の中止等の影響により、三の丸解体工事や調査が来年2月までかかる予定であり、約6ヶ月工程が遅れている状態です。</p> <p>次ページ、資料1が現在の状況です。資料2は現在ピンク色に塗ったところのアンカーを施工している対象、資料3はその断面図になります。資料4、5については埋没石垣の資料ですが、資料5右上、外した檜台の埋没石垣を復元展示して見ていただけるようにしています。それが資料1の下になります。檜台の石垣の下部から資料7.8の胴木が確認されました。こういうところで胴木が確認されたのは非常に貴重で珍しいので載せさせています。それが石垣復旧工事の報告になります。</p> <p>続けて(3)、今年度の石垣の保全事業とその他の事業について説明させていただきます。前回の委員会でも報告させていただいたが、石垣の保全事業として三の丸北側の石垣の記録化と地盤の地下構造調査の実施、雨水排水対策のため石樋及び排水施設の確認調査を予定しております。①三の丸北側他石垣測量業務委託として、資料9の115.116.117の石垣の測量を終了しており、118き損が見られるという事で、この石垣の資料化を行っています。資料10縦横断の図面になります。②地盤の調査で弾性波探査をしています。資料11、三の丸北側の所で赤線部の調査を11月中に終わらせ、解析中です。③石樋発掘調査は資料12、昨年度に三の丸西側二ヶ所に石樋があり、背部の調査をしましたところ、それに続く排水路の検出をしましたので、令和2年度の排水路の統合性や状況の確認調査を計画しており、進めていきたいと思っております。これが石垣復旧事業になります。もう一つは、重要文化財丸亀城天守耐震診断事業で前</p>

議長	<p>回、耐震対策専門部会を立ち上げることの承認を頂き、11月3日に第1回の専門部会を開催し天守の構造確認の調査や、特に今後の耐震診断について、どういうふうな基準設定をするのかというのが、資料13にある三つの水準の中で、安全確保水準で行うことで委員会の承認を頂き、これによる調査解析を実施していくということになりましたので報告したいと思います。進捗状況としては、天守下の石垣測量を8月中に実施、委員会承認後、石垣レーダー測量、微動アレイ探査調査、天守構造の現地調査を11月中に実施し、現在解析中です。今後12月以降、地盤調査を天守周辺で行う事としています。以上です。</p> <p>これで用意された内容は終わりました。お疲れ様でした。これで終了します。</p> <p>【閉会】</p>
----	--